国営吉田川流域土地改良事業（農地防災）によって造成される施設の予定管理方法等を記載した書面

国営吉田川流域土地改良事業（農地防災）によって造成される施設の予定管理方法等

1　管理者

この事業によって造成される土地改良施設は、下表の管理者が管理する。

施設名	数量	管理者
中下・浅井統合排水機場	1箇所	東松島市
若針排水機場	1箇所	東松島市
前蒲・藤ノ巻統合排水機場	1箇所	松島町
山王江排水機場	1箇所	大崎市
品井沼排水機場	1箇所	大崎市、松島町
幡谷排水機場	1箇所	松島町
不来内排水機場	1箇所	松島町、大郷町
志田谷地排水機場	1箇所	大崎市、松島町、大郷町
羽生排水機場	1箇所	大郷町
前川排水機場	1箇所	大郷町
後谷地・中村統合排水機場	1箇所	大郷町
三ヶ内排水機場	1箇所	大和町
桧和田排水機場	1箇所	大和町
西川排水機場	1箇所	大和町
大平排水機場	1箇所	大和町

2　管理すべき施設の種類

排水機

名称＼項目	位置	排水量（㎥/s）	揚程（m）		排水機			原動機			備考
			全揚程	実揚程	型式	口径（㎜）	台数（台）	型式	動力	台数（台）	
中下・浅井統合排水機場	宮城県東松島市 野蒜長沼	5.600	7.3 5.1	4.2 4.2	渦巻型 斜流型	350 1,000	2 2	電動機 電動機 発動機	75kw 185kw 245ps	2 1 1	
若針排水機場	宮城県東松島市 川下二ノ沢	8.300	7.1 7.5	6.3	斜流型	500 1,350	2 2	電動機 発動機	52kw 525ps	2 2	
前蒲・藤ノ巻統合排水機場	宮城県宮城郡松島町 竹谷八反田	7.600	6.3	5.8	斜流型	500 1,200	2 2	電動機 発動機	50kw 381ps	2 2	
山王江排水機場	宮城県大崎市 鹿島台木間塚大谷地	12.000	6.0	5.5	斜流型	500 1,350 1,800	1 1 1	電動機 発動機 発動機	50kw 476ps 789ps	1 1 1	
品井沼排水機場	宮城県宮城郡松島町 幡谷検行裏	14.600	8.3	7.8	斜流型	500 1,800	2 2	電動機 発動機	50kw 1,060ps	2 2	
幡谷排水機場	宮城県宮城郡松島町 幡谷西富田	5.200	7.2	6.3	斜流型	800 1,200	1 1	電動機 発動機	170kw 503ps	1 1	
不来内排水機場	宮城県宮城郡松島町 幡谷岩下	5.800	7.4	6.9	斜流型	400 1,100	1 2	電動機 発動機	40kw 381ps	1 2	
志田谷地排水機場	宮城県宮城郡松島町 幡谷	9.000	9.2	8.7	斜流型	600 1,350	1 2	電動機 発動機	100kw 707ps	1 2	
前川排水機場	宮城県黒川郡大郷町 粕川堀北	22.500	8.6 9.0 9.1	7.9 8.3	斜流型	500 1,500 500 1,650	1 2 1 2	電動機 発動機 電動機 発動機	63kw 776ps 66kw 993ps	1 2 1 2	
羽生排水機場	宮城県黒川郡大郷町 羽生新神明	3.700	6.5	6.0	斜流型	500 1,200	2 1	電動機 発動機	50kw 313ps	2 1	

名称＼項目	位置	排水量（㎥/s）	揚程（m）		排水機			原動機			備考
			全揚程	実揚程	型式	口径（㎜）	台数（台）	型式	動力	台数（台）	
後谷地・中村統合排水機場	宮城県黒川郡大郷町粕川後谷地	9.100	6.5 6.1	5.1	斜流型	600 1,200	2 2	電動機 発動機	90kw 415ps	2 2	
三ヶ内排水機場	宮城県黒川郡大和町落合三ヶ内三和東	2.700	7.5 4.9 5.1	4.2	渦巻型 斜流型	250 600 900	1 1 1	電動機 電動機 発動機	22kw 48kw 188ps	1 1 1	
桧和田排水機場	宮城県黒川郡大和町落合桧和田稲和東	6.800	4.4	3.8	斜流型	600 1,000 1,200	2 1 1	電動機 発動機 発動機	50kw 204ps 231ps	2 1 1	
西川排水機場	宮城県黒川郡大和町鶴巣大平川向南	5.600	3.4 3.8	2.8	斜流型	900 1,200	1 1	電動機 発動機	80kw 286ps	1 1	
大平排水機場	宮城県黒川郡大和町鶴巣大平西川	5.300	3.7 3.5	3.1 2.9	斜流型	600 700 1,000	1 1 2	電動機 電動機 発動機	30kw 40kw 122ps	1 1 2	

3　排水に関する基本的事項

中下・浅井統合排水機場においては、ポンプ４台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量5.6㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川へ排水する。

若針排水機場においては、ポンプ４台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量8.3㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

前蒲・藤ノ巻統合排水機場においては、ポンプ４台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量7.6㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

山王江排水機場においては、ポンプ３台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量12.0㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

品井沼排水機場においては、ポンプ４台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量14.6㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

幡谷排水機場においては、ポンプ２台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量5.2㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ

排水する。

不来内排水機場においては、ポンプ３台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量5.8㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

志田谷地排水機場においては、ポンプ３台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量9.0㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

前川排水機場においては、ポンプ６台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量22.5㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

羽生排水機場においては、ポンプ３台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量3.7㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

後谷地・中村統合排水機場においては、ポンプ４台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量9.1㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

三ヶ内排水機場においては、ポンプ３台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量2.7㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

桧和田排水機場においては、ポンプ４台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量6.8㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系吉田川へ排水する。

西川排水機場においては、ポンプ２台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量5.6㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系西川へ排水する。

大平排水機場においては、ポンプ４台の稼働台数により排水量を調節し、最大排水量5.3㎥/ｓの範囲内で一級河川鳴瀬川水系西川へ排水する。

4　管理に要する費用の概算及びその負担の方法

（１）費用の概算

排水機

区分／名称	年当たり 施設管理費（千円）	年当たり 水管理費（千円）	計（千円）	10a当たり年間負担額（円）	備　考
中下・浅井統合排水機場	6,867	3,536	10,403	5,418	関係受益面積　192ha
若針排水機場	2,574	2,310	4,884	4,322	関係受益面積　113ha
前蒲・藤ノ巻統合排水機場	1,769	3,769	5,538	3,767	関係受益面積　147ha
山王江排水機場	2,021	2,688	4,709	823	関係受益面積　572ha
品井沼排水機場	12,119	8,481	20,600	3,451	関係受益面積　597ha
幡谷排水機場	2,628	2,833	5,461	3,350	関係受益面積　163ha
不来内排水機場	2,542	6,619	9,161	3,679	関係受益面積　249ha
志田谷地排水機場	5,584	6,767	12,351	2,275	関係受益面積　543ha
前川排水機場	3,249	4,197	7,446	1,284	関係受益面積　580ha
羽生排水機場	2,713	2,330	5,043	3,681	関係受益面積　137ha
後谷地・中村統合排水機場	1,826	3,150	4,976	1,796	関係受益面積　277ha
三ヶ内排水機場	1,519	1,214	2,733	2,397	関係受益面積　114ha
桧和田排水機場	3,272	3,224	6,496	2,210	関係受益面積　294ha
西川排水機場	1,117	4,599	5,716	2,182	関係受益面積　262ha
大平排水機場	1,378	1,507	2,885	1,770	関係受益面積　163ha

費用は令和６年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。

（２）負担の方法

排水機は、東松島市、大崎市、松島町、大和町又は大郷町が管理する。ただし、管理に要する費用の一部について、鳴瀬土地改良区、美里東部土地改良区、鶴田川沿岸土地改良区又は大和町土地改良区と締結する協定に基づき、各土地改良区に負担させるものとする。

また、各土地改良区は、定款の定めるところにより、本事業の施行地域内の農用地につき地積割を基準として賦課徴収する。

５　その他管理方法に関する基本的事項

排水機の管理については、操作規則を定め、施設の操作、保全及び排水管理にあたる。